報告第10号

專 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

記

損害賠償の額を定めることについて

処分理由

事故による損害賠償の額を定めることにつき、相手方の損害を早期に解消する必要があり、急施を要したので専決処分したもの。

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規 定により、専決処分する。

平成22年5月20日

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 事故の概要

JR 芦屋駅北駐車場において、地下水を排出するパイプから噴き出た水が、駐車場を利用していた相手方車両の車体塗装を損傷させたもの。

3 損害賠償額 金1,710,000円

参 照

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

JR 芦屋駅北駐車場内において、地下水を排出するパイプから水が噴き出ていたことが平成21年11月24日に判明し、その水にアルカリ成分が含まれていたため、定期駐車により駐車場を利用していた相手方車両の車体塗装を損傷させたもの。

2 損害賠償の額 金1,710,000円

内訳

- (1) 車両修理費用 金1,040,000円
- (2) 代車費用 金462,000円
- (3) 格落ちによる損害額 金208,000円

3 損害賠償金の補てん

損害賠償金は、全額(免責金額1,000円を除く。)が保険会社から補てんされる。